

事業名	飼料安全性確保・品質向上推進事業		
予算区分	県費他 (528千円)	担当	経営技術研究室 企画開発研究グループ
事業期間	継続 (昭和51～) (平成26年度から当所)	協力関係	農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 農林水産部畜産課 家畜保健衛生所、県民局
事業目的	<p>1 飼料安全性確保事業 飼料安全法に基づく飼料製造業者及び販売業者への立入検査を実施するとともに、収去した飼料の栄養性について公定法により分析し、その結果を県公報で公表し、併せて畜産課を通じてFAMICに報告する。</p> <p>2 品質向上推進事業 畜産経営の安定に資するため、県内の畜産農家からの依頼に応じて、粗飼料及び堆きゅう肥の成分等を分析し、成績をフィードバックすることにより、畜産経営の改善に寄与する。</p>		
<p>○ 本年度事業のねらい 安全で安価な畜産物生産のために、飼料安全法に基づき、飼料製造業者及び販売業者等に立入検査を行い、製造業者の立入検査時に収去した飼料について栄養成分等を分析し、農林水産消費安全技術センターに報告するとともに、違反の有無等について、県広報で公表する。 また、畜産経営の安定及び発展に寄与するために、県内の畜産農家からの依頼に応じて、粗飼料及び堆きゅう肥の分析を行う。</p> <p>○ 飼料安全性確保・品質向上推進事業 飼料安全法に基づき、飼料製造業者・販売業者等の立入検査を実施するとともに、収去した飼料の栄養性について、公定法により分析し、その結果を県公報で公表し、併せて畜産課を通じてFAMICにも報告する。 各家畜保健衛生所を経由して分析を受け付け、近赤外線による分析法又は化学的分析法により分析して、その結果を各家畜保健衛生所を通じて県民局の協力を得ながら回答する。</p> <p>○ 前年度までの成果 昭和51年度から平成25年度までは、岡山家畜保健衛生所（病性鑑定課含む）で実施されていた本事業が、平成26年度からは当所で継続実施している。 令和元年度は、飼料安全法に基づく飼料製造業者の立入は延べ14ヵ所で、15件の飼料を収去して栄養性を分析し公表し、粗飼料分析が33件、堆きゅう肥分析が30件分析申込があった。</p> <p>○ 協力関係 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 、農林水産部畜産課、家畜保健衛生所、県民局</p>			

飼料・堆きゅう肥の分析関係事業

【担当】経営技術研究室 【予算】594千円 畜産課 家畜保健衛生事業費(平成26年度～当所)
 【共同又は連携先】農林水産消費安全技術センター(FAMIC)、畜産課、家畜保健衛生所、県民局

背景・ねらい

- (1) 自給飼料増産のため、飼料作物の作付面積の拡大が行われている。
- (2) 自給飼料の増産のためには、成分分析等が不可欠である。
- (3) 家畜の飼養管理に成分等の積極的な活用が必要である。
- (4) 給与する飼料の栄養成分等について、正確に配合されている必要がある。

現状と課題

- (1) 自給飼料の栄養成分等が家畜の飼養管理に充分生かされていない。
- (2) 堆きゅう肥の成分分析が自給飼料増産に必要である。
- (3) 配合飼料の栄養成分の確認も必要である。

事業の内容

飼料安全性確保・品質向上推進事業

(飼料製造業者等の立入検査及び粗飼料・堆きゅう肥分析)

・流通飼料等安全性確保推進事業

飼料安全法に基づき、飼料製造業者・飼料販売業者等の立入検査を実施し、収去した飼料の栄養について、公定法により分析して、その結果を県公報での公表と併せてFAMICにも報告する。

・飼料品質向上推進事業

各家畜保健衛生所を経由して分析を受け付け、近赤外線による分析法((粗飼料:1,090円、堆きゅう肥:1,080円)、又は化学的分析法(590円))により分析して、その結果を各家畜保健衛生所を通じて県民局の協力を得ながら回答する。

これまでの成果

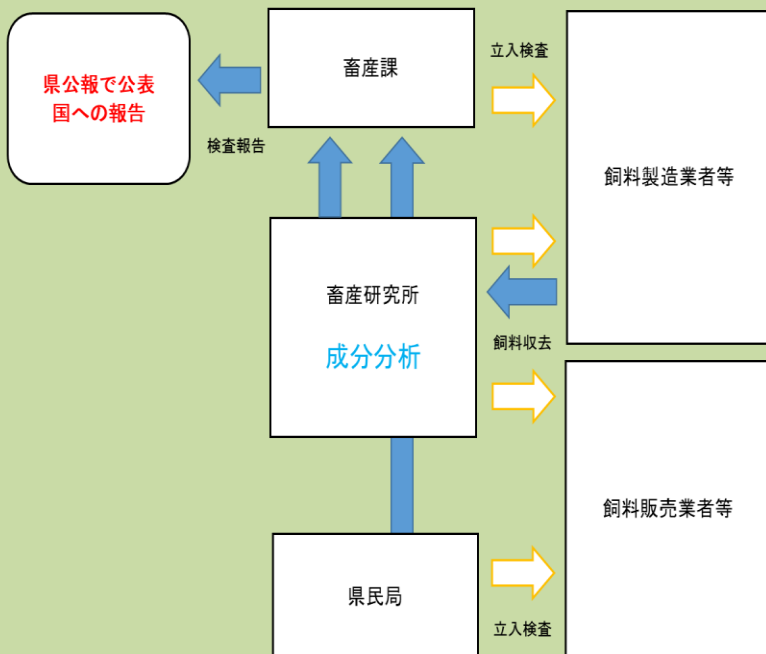
県では、流通飼料の分析は昭和51年度から、粗飼料分析は昭和60年度から、堆きゅう肥分析は平成13年度から実施しており、平成26年度からは、当所で実施している。

今後の計画

- (1) 引き続き飼料安全法に基づく飼料製造業者・販売業者等の立入検査を実施するとともに、収去した飼料の成分分析・公表を行う。
- (2) 農家等から申込のあった成分分析は、申込書の受理後速やかに分析し、関係機関等を通じて申請者に回答し、家畜の飼養管理等に役立てる。

○流通飼料等安全性確保推進事業のフロー

(飼料の立入検査フロー)



○飼料品質向上推進事業のフロー

(粗飼料・堆きゅう肥の分析)

